

学校法人実践女子学園におけるカスタマーハラスメントに対する基本方針

2026 年 9 月 30 日制定

1. はじめに

学校法人実践女子学園（以下「本学」という。）は、より良い教育研究活動等を行うため、その業務を担う本学の教職員等に対するカスタマーハラスメントを防ぎ、教職員等の就業環境と教育研究環境の維持・向上を目指して、「学校法人実践女子学園におけるカスタマーハラスメントに対する基本方針」を策定しました。

教職員等に対する「不当・過剰な要求」や「暴言・威嚇・脅迫」等の行為は、本学業務の正常な運営に支障をきたすことがあります。またこれらの行為は、教職員等の尊厳を傷つけ、教職員等の就業環境や教育研究環境を害するものです。本学は、これらの行為を容認せず、本方針に基づき毅然とした態度で対応し、健全な就業環境と教育研究環境の維持・向上に努めます。

2. 本学におけるカスタマーハラスメントの定義

本学の教職員以外の者による、本学や教職員等に関する言動において（対面、電話、SNS 等インターネット上のものを含む）、教職員等が従事する業務の性質その他の事情に照らして、社会通念上許容される範囲を超えたものにより、教職員等の就業環境又は教育研究環境が害されるもの。

3. 適用範囲

本方針は、本学の教職員等（雇用形態等を問わず本学の業務に従事する者）および本学が業務上関わるすべての対象者（学生・生徒、保護者・保証人、取引先企業・団体、近隣住民等）に適用します。

4. 本学におけるカスタマーハラスメントに該当する例

以下のような行為を指します。あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・SNS やインターネット上での誹謗中傷
- ・その他、教職員等の心身に負担を与え、就業、教育研究に支障をきたす行為等

5. 本学におけるカスタマーハラスメントへの対応

- ・教職員等に対するカスタマーハラスメントが疑われる言動があった場合には、組織として事実関係を把握したうえで、毅然と対応します。

- ・カスタマーハラスメントに該当すると判断した場合、以後の対応をお断りさせていただくことがあります。
- ・行為が悪質と判断した場合には、速やかに警察、弁護士等の外部機関と連携し、厳正に対処します。
- ・研修等を通じて、教職員等がカスタマーハラスメントの加害者にならないように取り組みます。

6. おわりに

本学に関わりのあるすべての皆様と教職員等が良好な関係を構築し、相互に尊重し合うことが健全な教育環境を守り、より良い学校づくりにつながります。ご理解を賜りますようお願いいたします。